

## 朝里川温泉スキー場 利用約款

### 第1条 適用範囲

当社の経営するスキー場の利用に関する契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については法令及び「スノースポーツ安全基準」の定めるところにより、法令等に定めのない時は一般の慣習によります。

### 第2条 スノースポーツに内在する危険

当スキー場を利用する方は（以下利用者）はスキー・スノーボードに代表される全てのスノースポーツには内在する各号の危険があることをご理解ください。

1. 降雪・吹雪・降雨・濃霧など、天候に伴う危険（ホワイトアウトを含みます）
2. 崖・斜面・凹凸・溝・沢など、地形に伴う危険
3. アイスバーン・深雪・雪崩など、雪質や雪面状態による危険
4. 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表など、自然の障害物による危険
5. リフト支柱・標識・ロープ・マットなど、人工の工作物との衝突による危険
6. 雪上車両との衝突の危険
7. スノーパーク等の利用にともなう危険
8. スピードの出し過ぎによる危険
9. 自己転倒による危険
10. 他の利用者との衝突による危険
11. 疲労・飲酒・薬の服用・体調不良による危険
12. 不適切な用具の使用による危険
13. その他これらに類する危険

### 第3条 標識・指示の遵守

利用者は、標識・指示・場内放送。コースマップに記載されている注意書きや警告・パトロールなど当スキー場係員に従って行動してください。

### 第4条 禁止行為

利用者に対しては、次の各号の行為を禁止します。

1. 管理区域外・滑走禁止区域(以下、「立入禁止区域」といいます。)に立入ること及びこれを滑走すること
2. 閉鎖中のコースに立入り滑走すること
3. 他の利用者はもちろん、立木、リフト支柱等の人工や自然の物体に意図的に接近して滑走すること
4. リフト・スノーエスカレーター-の運行を妨げる行為をすること

5. 全ての雪上車両に接近すること
6. 飲酒や薬の服用などの影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
7. 登山等の目的のためコース内並びに当社敷地内をハイクアップすること
8. リフト券を不正に転売すること
9. 長時間コース内で立ち止まったり、座り込んだりすること
10. 当スキー場の許可なくエアー台、キッカーの作成、ポールを設置などによりゲレンデを独占・占有すること
11. 当スキー場の許可なく当スキー場で物品の販売やイベントを開催すること
12. 当スキー場内で客引き行為を行うこと
13. 当スキー場の許可なくドローンを飛行させること
14. 空き缶・たばこの吸い殻・その他の物品を指定の場所以外に捨てたり放置したりする行為
15. 犬などの動物をスキー場に放つこと
16. 山の自然を破壊すること
17. その他これらに類する行為

#### 第5条 徐行義務

利用者は次の各号の状況下では徐行してください。

1. 徐行の標識があるところ
2. 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
3. シーズン初めや春先などで積雪が十分でないところ
4. 降雪・吹雪。濃霧・日没時などで視界が悪い時（ホワイトアウトを含む）
5. 立木など自然の障害物及びリフト支柱、ネット・ロープなど人工工作物に近づいたとき
6. コースの合流地点やコースが狭いところ
7. リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
8. コースが混雑しているとき
9. 業務のために出勤しているパトロールや運行している雪上車両に近づいたとき
10. その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

#### 第6条 滑走時の義務

利用者は次の各号を従って滑走してください

1. 地形・気候、雪質、技能、ゲレンデの混雑状況に応じて、スピードをコントロールすること
2. 滑り出し・コースの合流・横断の時はコース上方からの滑走者を優先させること
3. 滑走中は前方滑走者の動向を注視し、前方滑走者との安全な距離を保つこと
4. 追い越すときは、追い越される者の異なる動きも考慮したうえで十分な間隔をあけること
5. 転倒した際は、できるだけ速やかにコースをあげ、コースの脇に避けること

6. コースで立ち止まったり登り降りをするときは、コースの端を利用すること
7. コースの座り込んだり、狭い場所や見通しの悪い場所では立ち止まらないこと
8. 業務のため出勤しているパトロールや運行している雪上車両があるときは、その業務や運行を優先させ、進路をあけて停止または徐行すること
9. 滑走具が流れ、他の利用者に危害を加えないよう、滑走具に流れ止めをつけること

#### 第7条 各ストリート利用上の義務

利用者は次の各号を遵守してください

1. 自らの能力と技術の範囲内で滑走すること
2. 着地点周囲の安全を確認してからスタートすること
3. ヘルメットその他に必要な防具を着用すること
4. 掲示板などの注意書きに従うこと

#### 第8条 グループ又は団体の商用利用

1. 当スキー場をグループ又は団体で商用利用する場合、代表者は、事前に申し出てください。
2. グループ又は団体の代表者は、この約款を率先して遵守し、他の利用者にこの約款を遵守させてください

#### 第9条 当スキー場でのレッスン活動

1. 当スキー場において、スキー、スノーボード、その他のスノースポーツのレッスン活動を行う者（以下、「指導者」といいます。）は、事前に当スキー場に通知してください・ただし、家族や友人同士等の間でアドバイスや指導を行う場合は除きます。
2. 指導者は、他の利用者の妨げとなるような場所や方法でレッスン活動を行ってはいけません。
3. 指導者は、受講者に対する安全指導を徹底し、天候・雪質、コース状況などを考慮したうえで、受講者の技術レベルにあった指導を行わなければなりません。
4. 指導者は、受講者に対し、この利用約款を遵守させなければなりません。
5. 当スキー場は、レッスン活動中の事故・トラブルについての責任は一切負いません。レッスン活動中の事故・トラブルについては各自で対応ください。

#### 第10条 子供の保護者・付添人の義務

1. 保護者・付添人は、子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないようにしてください。
2. 保護者・付添人は、子供に対しこの約款に定める事項について教えるように努めてください。

## 第 11 条 事故時の協力

1. 事故の目撃者及び当事者は、速やかに事故の発生状況をパトロールなどの当スキー場係員に通報してください。場合によっては、応急処置をお願いします。
2. 事故が起きた場合、すべての利用者は事故者を救助するよう努めてください。
3. 事故の当事者及び目撃者は、相互に身元を確認してください。
4. 当社は、事故が起きた場合、当事者や目撃者を問わず、当スキー場係員からの求めに応じて、事故状況及び氏名・連絡先などを正確に伝えなければならない。

## 第 12 条 安全用具

利用者は、ヘルメットなどの安全用具を着用するように努めてください。

## 第 13 条 保険加入の勧め

利用者は、事故に備え傷害保険や損害保険などに加入するように努めてください・

## 第 14 条 立入禁止区域の救助活動

利用者が、立入禁止区域に立ち入り、立入禁止区域内にて負傷した場合や遭難した場合、当スキー場は何ら責任を負わず、利用者からの要請による捜索救助活動は行いません・

警察・消防等の行政機関からの要請等により、当スキー場が立入禁止区域内の救助活動を行った場合、利用者に対し、以下の費用を請求させていただきます。また、救助活動およびその支援活動にあたって、当スキー場に損害が発生した場合には、その損害を併せて請求させていただきます。

基本料	50.000 円	(1 時間)
人件費	5.000 円	(1 時間/1 名)
雪上車使用料	50.000 円	(1 時間/1 台)
スノーモービル使用料	10.000 円	(1 時間/1 台)
リフト使用料	2.500 円	(1 乗車/1 名)

※人件費については、救助活動を行った時間に応じ、以下の割合で加算する。

- ・ 午後 4 時から午後 10 時まで 25%
- ・ 午後 10 時から午前 10 時まで 50%

## 第 15 条 損害賠償請求

当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、その利用者に対してその損害を請求させていただきます。

## 第16条 利用の拒絶

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合にはリフト券の利用停止処置のうえ当スキー場の利用をお断りいたします。

1. 当スキー場の利用がこの約款によらないとき又はその可能性があるとき当社が判断したとき
2. 当スキー場の利用者に関し、利用者から、当社で対応できない特別な負担を求められたとき
3. 当スキー場利用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき
4. 泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたいと認められるとき
5. 天災・伝染病などその他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき
6. パトロールなど当社の係員の指示に従わないとき
7. 利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力団並びに反社会团体員などであるとき又はその可能性があるとき
8. 前各号に掲げる他、正当な理由があるとき

## 第17条 利用の制限

当社は、天候・伝染病などその他、やむを得ない事由によりスキー場の安全に支障がある場合に、場内の全部又は一部の利用を制限させていただくことがあります。

## 第18条 約款の変更

この約款は、時代背景、環境などにより変更されることがあります。  
変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知いたします。

### (附則) 制定・施行

この約款は2024年12月1日より施行する。

株式会社 S a s s o n  
朝里川温泉スキー場  
info@sasson-asari.jp